

協会長ステートメント

会長 新納啓介

2023.12.21

9月の定例会見以降の主な取組みにつきまして、ご報告と所感を申し上げます。

はじめに

保険料調整行為、およびビッグモーター社による保険金不正請求について、お客さま、および関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけし、改めて心よりお詫び申し上げます。

損害保険は形のない商品であり、会員各社は万が一の事故の際に保険金をお支払することや防災・減災の取組みを通じて、お客さまに安心と安全をお届けしております。この役割を果たすためには、社会からの信頼を欠かすことはできません。しかし、残念ながら、保険料調整行為、および保険金不正請求の問題によって、損害保険業界への信頼は毀損している、と言わざるを得ません。日本損害保険協会ならびに会員各社は、当業界が一日も早く信頼を回復することを目指し、次の取組みを進めていきます。



信頼回復に向けた当協会の取組みについて

1. 保険料調整行為

損保協会は、過去、独占禁止法に抵触する事案として、公正取引委員会からの自動車保険修理工賃に係る警告（1994年）および「日本機械保険連盟」に対する排除勧告（1996年）を受けております。これらの措置を受け、独占禁止法遵守に向けたマニュアルの作成、コンプライアンスを推進する組織であるコンプライアンス委員会の設置を通じて、協会活動でのコンプライアンスの徹底や会員会社の取組み支援などを進めてきました。

しかしながら、これらの取組みを進めてきたにも関わらず、今般、複数の会員会社において保険料調整行為が発生するに至りました。当協会としては、このことを大変重く受け止め、会員各社の調査結果を待つのではなく、発覚後、速やかに再発防止に着手し、次の取組みを行ってきました。

- ・会員全社に対する法令遵守の徹底を要請（2023年6月）
- ・コンプライアンス・プログラムの改定（2023年7月）
- ・会員会社向け独占禁止法コンプライアンス・セミナーの開催（2023年9月）

これらの取組みと同時に、今までの当協会の取組みについて9月、12月のコンプライアンス委員会にて総括・検証を行い、会員会社に対する支援が不足していることを認識しました。このような認識のもと、今般、当協会では、独占禁止法遵守に向けた取組み支援を加速させるために、12月15日にリリースのとおり、「ルール面での整備」と「会員各社や代理店向けの啓発」を2本柱として、取組みを行っていくこととしております。このうち、「ルール面の整備」については、次の取組みを進め、特に、今回の事案を踏まえ、共同保険契約の引受けに焦点をあてて、会員各社がルール検討に当たって留意すべきポイントを明確化し、2024年3月頃を目途に会員会社に共有する予定です。

また、以下については会員各社の社員が遵守すべきルールについて業界内で広くご理解をいただくために、代理店・募集人の皆様にも共有していきます。

<ルール面の整備（12月15日リリース）>

- ・「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」を改定、同法遵守に関する会員会社が策定するルールの前提となる基本的な考え方を記載
- ・「保険契約引受にかかる独占禁止法上の留意点」を新設し、営業担当者の行動（他社との関わり方等）に関する留意点等を記載（2024年3月予定）
- ・当協会「行動規範」を改定し、「独占禁止法遵守」を明記（2024年3月予定）

次に、「会員各社や代理店向けの啓発」については、研修、資格試験などを組み合わせて、取り組んでいきます。これらの啓発取組みについては、決して一過性のものとして終わらせるのではなく、独占禁止法の遵守が徹底され、それを維持するために、不断の取組みを続けていきます。

<会員各社や代理店向けの啓発（12月15日リリース）>

- ・会員会社向けに「独占禁止法遵守に係るコンプライアンス・セミナー」を定期開催し、専門家から損害保険実務に即した独占禁止法上の留意点等について解説（2024年度以降、毎年開催予定）
- ・関連団体である損害保険事業総合研究所が実施する講座において、若手社員等向けに独占禁止法の基礎知識、過去の損保業界における独占禁止法に関わる事案等を解説（2024年度以降開催予定）

- ・会員会社社員、代理店・募集人が受験する損保一般試験教育基礎単位のテキストを改定し、独占禁止法の基礎知識、保険募集における留意点を追記（2024年4月テキスト改訂、2024年7月の試験より使用）
- ・代理店・募集人向けの対策として、「募集コンプライアンスガイド」を改定し、独占禁止法上の留意点を追記（2024年2月予定）
- ・独占禁止法の基礎知識、保険募集における留意点をわかりやすく解説する動画コンテンツを制作し、会員会社・代理店・募集人に周知（当協会の募集人向けウェブサイトにも動画コンテンツを掲載）（2024年2月予定）

言うまでもなく、独占禁止法の遵守徹底のためには、当協会だけでなく、会員全社が代理店の理解も得ながら、業界全体として取組みを着実に進めていくことが重要です。そのために、当協会としては、会員各社の取組み状況について、コンプライアンス委員会において各社の取組みを確認し、好事例を共有するなど、フォローアップを行っていきます。

これらの取組みを通じて、共同保険を含む、全ての保険引受において適切な競争を促進し、お客様本位の業務運営の一層の定着を図っていきます。

なお、現時点での取組みは、前述の通りですが、事案が発覚した会員会社では、関連機関による調査が継続しています。今後、調査結果が明らかになった場合には、当協会としても、内容を確認し、更なる再発防止策について検討していきたいと考えております。

2. ビッグモーター社による保険金不正請求

当協会は、不当・不正な保険金請求事案について、保険制度の健全な運営の確保に向け、各都道府県警との連携、保険犯罪防止セミナーの開催、保険金不正請求ホットラインの運営等、様々な取組みを行ってきました。

しかしながら、これらの取組みを進めてきたにも関わらず、今般の保険金不正請求が発生してしまった原因としては、自動車修理における悪質な不正請求の手口を見抜けず、それに対する当業界の対策が不十分であったことも挙げられると考えております。

また、お客さまの利益よりも保険契約の獲得を優先したと受け止められても仕方がない入庫紹介や、損害調査の効率性を重視し保険金不正請求に対する牽制機能が不十分だった事象も確認されております。

当協会としては、次の取組みを通じて、会員各社におけるお客さま対応や不正請求対策への支援に取り組んでおります。また、お客さまの意向に沿った入庫紹介や、事案に応じた適切な損害調査手法の採用について、考え方を明確化しております。

< 会員各社におけるお客さま対応を支援する取組み（11月24日リリース） >

- ・自動車保険の等級訂正を円滑に進めるための方策の整理

< 会員各社における不正請求対策を支援する取組み（11月30日リリース） >

- ・ビッグモーター社による請求内容の調査結果を踏まえた不正の種類・手口の事例、対策の整理（金融庁から報告徴求命令を受領した会員会社の事例）
- ・「損害保険の保険金支払いに関するガイドライン」を改定し、お客さまの意向に沿った入庫紹介や、事案に応じた適切な損害調査手法の採用について、考え方を明確化（本ガイドラインを基に、損害サービス委員会において会員各社における不正請求防止対策を確認し、好事例を共有するなど、フォローアップを実施）
- ・既存の不正請求対策の点検・総括

さらに、募集面においても次の対策を講じ、支払い面での対策と併せて不正請求の防止等に努めていきます。

< 募集面における取組み（未リリースの取組み） >

- ・不適切な募集行為があった代理店の募集人に、損保一般試験の再受験を求める等の再教育の仕組みを導入（2023年12月導入済み）
- ・損保一般試験の教育テキストを改定し、不祥事件等に関する学習内容を拡充（2024年4月テキスト改訂、2024年7月の試験より適用）
- ・代理店・募集人向けの募集コンプライアンスガイドを改定し、募集人への教育においても不正請求の事例や対応ルール・留意点を改めて周知（2024年2月予定）
- ・既存の不正請求対策の点検・総括を踏まえたレベルアップ策の検討（2024年3月予定）

これらの取組みを通じて、お客さまが安心して保険に加入し、事故に遭われた際に適切に保険金を受け取ることができる基盤を整えていきます。

なお、上記は現時点で準備している取組みであり、今後、必要に応じて更なる再発防止策について検討していきたいと考えております。

3 . 会員各社における再発防止の徹底

当業界の信頼回復のためには、会員全社が保険料調整、保険金不正請求に対する抜本的な対応と、これらの問題を踏まえたお客様本位の経営態勢の構築について、スピード感を持って推進していくことが重要であると考えております。

このため、前述の保険料調整、保険金不正請求の再発防止策に対するフォローアップに加え、当協会としての取組みを公表する都度、私自身から会員全社のトップに対して、書簡を通じて再発防止取組みを徹底いただくことを要請してきました。

また、本日の理事会でも各種再発防止策の全体像を改めて示した上で、各社内での取組みを加速いただくよう、会員全社のトップに直接、呼びかけたところであります。

就任時に掲げた各種取組みの進捗について

就任した際に掲げた今年度の各重点取組みについては、次のとおり着実に進展しております。なお、詳細については、別添資料としてまとめておりますので、併せてご覧ください。

1 . 対外発信の強化

9月に刷新したYouTubeチャンネルについては、刷新前、4月時点で約1,400名であったチャンネル登録者数が、現時点では約5,700名となっており、今後も引き続き登録者拡大に向け、取組みを進めていきます。

2 . 自然災害対応に向けた啓発

自然災害への備えとしての保険や防災・減災の重要性について、国民の皆様にも正しく理解いただくため、スマートフォンやタブレットなどで手軽に学べるデジタルコンテンツ(2023年9月公開)、ハザードマップに係るセミナー映像の公開(2023年10月公開)など、様々な活動を展開しました。

また、自然災害への対応のみならず、自然災害に便乗する悪質な修理業者の実態について、各支部主体で様々な啓発活動を実施(開催時期については別添資料参照)しました。

これらの取組みは、地域特性を踏まえたテーマの選定、集客などにおいて、各地域でご協力をいただいている自治体や警察、日本損害保険代理業協会の皆様に支えていただくことにより、初めて実現できていると感じております。それぞれの地域によって課題が異なる中、地域の実情・ニーズに合った訴求を行っていくために、今後も地域に根差した関係者の方々と緊密に連携し、啓発活動

を進めていきたいと考えております。

3. リスク情報をより必要とする方々に向けた啓発

万が一の事故や災害などのリスクに対する理解と損害保険などの備えが特に必要と考えられる若年層の方、海外から来られた方、および中小企業に重点を置き、損害保険の補償内容や防災・減災等の対策に関する情報提供や教育・啓発活動を展開しました。

(1) 若年層の方に対する取組み

< 生保業界との連携 >

当協会と生命保険協会、および生命保険文化センターの間で、11月13日に「保険教育に関する包括連携協定」を締結し、学校の先生を対象に、保険教育に関する授業実践時のポイント等を取り上げた、地域での勉強会を更に拡充すること等を通じて、国民の皆様の金融リテラシー向上に貢献していきます。

< 高校生への損害保険教育 >

高校生向けの教材「明るい未来へ TRY!」の更なる活用推進に向け、家庭科・公民科で扱う内容について、それぞれ7分程度の動画にまとめた教材を新たに制作(2023年10月公表)したことに加え、各支部においても、引き続き高等学校での授業等を通じて高校生への損害保険教育を進めています。

< ぼうさい探検隊 >

街の防災・防犯・交通安全をテーマにマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取組みについて、第20回目となる「ぼうさい探検隊マップコンクール」を実施(2023年11月〆切)しました。今年度はコロナ禍が明けて以降、初めての募集となりましたが、全国47都道府県の小学校や児童館・子ども会・消防少年団など8,904人の児童が参加し、1,708作品が、過去最高となる658団体から応募がありました。

また、今年度は車椅子やペット帯同での避難経路を示したマップや、海外(タイ・カナダ)からのマップの応募がある等、これまで以上に幅広い層の方々に、多様なシナリオで取り組んでいただきました。

これらの全国から応募された作品の中から入賞作品を選定したところであり、1月以降に各地域において表彰式を開催します。

(2) 海外から来られた方が日本で安心・安全に過ごせるための取組み

訪日外国人の数がコロナ禍以前の水準を回復する中、訪日・在留外国人向けに、災害や交通事故

発生時に必要となる緊急連絡先、日常生活のリスクと損害保険の概要について紹介する当協会のWebサイト「Information on Staying Safe in Japan」を10月にリニューアルしました。具体的には、ベトナム語版、ポルトガル語版を追加し、計7か国語（前記2か国語に加えて、英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・日本語）に対応するなど、利便性の向上を図っています。

（3）中小企業に対する取組み

中小企業を対象として事業活動を取り巻くリスクに対する認識や対策状況に関するアンケート調査「中小企業を取り巻くリスク意識調査2023」を実施し、12月に結果をリリースしました。調査結果を踏まえ、特設サイト「中小企業に必要な保険」、および啓発チラシを12月に更新しています。また、1月にはこれらの調査結果を踏まえ、中小企業の経営者向けの啓発コンテンツを公開予定であり、喫緊の課題であるリスク意識の向上に引き続き取り組んでいきます。

コロナ禍の収束を経て、経済活動が引き続き活性化することが見込まれる中、リスク情報をより必要とする方々に向けた啓発の重要性は益々高まっているものと感じております。当協会としても、このような環境変化に対応し、リスク情報の提供に向けた活動を着実に進めており、今後も各領域における教育・啓発活動を強化していきます。

4. アジア各国における損害保険事業の発展に向けた貢献

11月に我が国で初めて開催された保険監督者国際機構（以下、IAIS）の年次コンファレンスおよびサイドイベントに参加しました。サイドイベントには、日本損害保険協会の会長として、金融庁金融国際審議官、生命保険協会 会長、国際保険協会連盟 会長（GFIA）、欧州保険・企業年金監督機構 議長（EIOPA）と共にパネリストとして登壇し、「レジリエントな社会の構築に向けた保険の役割」をテーマに対談を行いました。

私からは、自然災害に関する補償ギャップ縮小に向けては三つの「A」、つまり「Availability（保険の入手可能性の確保）」、「Affordability（手頃な価格での保険提供）」、「Awareness（リスク認識の向上）」を基にした取組みが必要であることを発信しました。その上で、「Awareness」について、当協会の取組みとしてぼうさい探検隊や中高生向けの保険教育等の取組事例を説明しました。

また、教訓として「people do forget（記憶は風化する）」を挙げ、社会のリスク認識を高めるためには、世代から世代に、過去の災害の出来事を語り継いでいくことの重要性を強調しました。

他方、年次コンファレンスにオブザーブ出席する中で、欧州保険・企業年金監督機構 議長からも、干ばつのような巨大な自然災害リスクに向けて官民連携の制度を構築しているといった事例の紹介があり、社会的な課題への取組みにおいて、官と民がそれぞれの役割を果たすことの重要性について、改めて認識する機会となりました。

これを踏まえ、国や地方自治体が防災に関するインフラ整備等の役割を担うことを前提に、官民協調の取組みにおける保険会社の役割として「顧客により近い立場でリスク認識の向上を行うべき」

というメッセージをサイドイベントの中で発信しました。

当協会としても引き続き、官との協力のもと、民の役割を果たすために、各種取組みを進めていきたいと考えております。

おわりに

協会長に就任して半年間、各重点取組みを含め様々な活動を行ってきました。しかし、尚も当業界に対する信頼が毀損していることを踏まえ、当協会の責務である「安心・安全な社会の実現」に向けて各重点取組みを進めると同時に、保険料調整行為および保険金不正請求の問題について、引き続き業界をあげて対応していくことが必要であると考えております。

前述のとおり、保険料調整行為につきましては、過去にも独占禁止法に抵触する事案が発生し、対策を講じていたものの、再び同法に照らして不適切な行為が行われた事案が発生したものであります。また、保険金不正請求については、悪質な手口を想定した対策が不十分であったこと等から、今般の問題が発生したものであります。いずれの問題も、課題認識していたにも関わらず、環境や情勢の変化に気づけず、取組みに徹底を欠いていたことが招いた側面は否定できず、誠に残念に思っております。

急務となっている当業界への信頼回復に向け、被害を受けられたお客さまへの対応に誠意をもって取り組むと共に、この問題への対応をターニングポイントとし、二度と同じ過ちを繰り返さないため、強い決意をもって再発防止取組みを進めていきます。加えて、これまでの会員会社・代理店との関係や商慣習の見直しを行い、正すべきところは正し、真のお客様本位の業務運営に変えていきたいと考えております。

前回の会見でも申し上げましたが、私自身、協会長として、当業界の先頭に立って取組みをリードし、信頼を回復していく覚悟であることを改めて表明いたします。

引き続き、ご支援のほど、よろしくお願いたします。

以 上

各種取組みに係る活動状況について

就任時に掲げた各種取組みの進捗状況について、以下のとおりご報告申し上げます。

1. 重点取組み

(1) 対外発信の強化

9月に刷新を行ったYouTubeチャンネルについては、日本損害保険代理業協会のホームページにリンクを張っていただく等、より多くの方に見ていただけるよう取組みを進めています。チャンネル刷新前、4月時点では約1,400名であったチャンネル登録者数は、現時点では約5,700名となっており、今後も引き続き、登録者拡大に向け、取組みを進めていきます。

(2) 自然災害対応に向けた啓発

自然災害に対応する備えとしての保険や防災・減災の重要性、および自然災害等に便乗する悪質な業者の実態について、国民の皆様にも正しく理解いただくため、以下の活動を展開しました。

ア. 自然災害への取組み

地震保険の普及促進の一環として、9月にスマートフォンやタブレットなどで手軽に学べるデジタルコンテンツを当協会のホームページで公開しました。具体的には、地震発生時の部屋の中の揺れや家財の被害状況をリアルに体感できるVR動画「地震こわれる診断VR」や、マンション特有のリスクを紹介する「マンション管理組合向け地震リスク相談室」を公開しており、これらの視聴を広く呼びかけ、地震リスクの大きさや地震保険の必要性について一層の浸透を図っていきます。

また、東京都の小・中・高等学校の先生を対象に8月に実施したセミナー「ハザードマップを活用した地域の災害リスクの把握、防災にかかる学校安全」の映像について、今後も教育現場で活用いただけるように10月から当協会のYouTubeチャンネルで公開しました。

< 地域での啓発活動 >

各支部において、次のとおり、災害に対する備え等に関する啓発活動を行いました。

北海道支部	「北海道の地震、噴火および津波の特徴とリスクについて」および「地震保険の概要と必要性」をテーマとしたセミナー動画を作成し、北海道損害保険代理業協会会員等の代理店向けに配信（12/15）
関東支部 （茨城県）	茨城県と共同で自然災害に備えるための動画（地震・風水害編）を作成。県主催の防災士養成講座である「いばらきぼうさい大学」で活用（11/12）
北陸支部 （富山県）	同支部および富山県損害保険代理業協会主催「2023 富山『地震保険セミナー』」を開催し、富山の活断層がもたらす災いと恵みや地震保険の政府再保険について発表（12/6）
中部支部 （愛知県）	愛知県開催「あいち防災フェスタ」に出展、日本地震再保険株式会社と連携し、ハザードマップの周知・地震保険の普及促進活動を実施（11/11）
近畿支部 （京都府）	京都市が開催した総合防災訓練に出展、京都損害保険代理業協会・京都府保険代理業協同組合と連携し地震保険の普及促進活動を実施（10/28）
四国支部 （徳島県）	徳島県主催「とくしま防災フェスタ」に徳島県損害保険代理業協会と共に参加し、地震保険の必要性や防災・減災の重要性について啓発活動を実施（10/22）
九州支部 （宮崎県）	同支部主催、宮崎市協賛・宮崎県および宮崎県損害保険代理業協会後援「南海トラフ地震とその備え in みやざき」を開催し、宮崎県が直面している地震リスクに関する啓発活動を実施（12/17）

イ．災害に便乗する悪質な業者に関するトラブル防止に向けた取組み

各支部において、次のイベントに参加し注意喚起を行うことによって、悪質な業者に関するトラブル防止の啓発に取り組みました。

北陸支部 （石川県）	<ul style="list-style-type: none"> - 石川県婦人団体協議会会員向けの講演会で、災害便乗悪質業者について説明し注意喚起を実施（9/27）。 - 適格消費者団体 NPO 法人消費者支援ネットワークいしかわが主催する「高齢消費者被害防止見守りセミナー」において、災害便乗悪質業者について説明し注意喚起を実施（金沢市：12/7、七尾市：12/8）。
中部支部 （愛知県）	一宮市が開催した講演会「暮らしの中の危険と損害保険」の中で災害に便乗する悪質な業者について説明し注意喚起を実施（9/26）

この他、関東支部の一部（千葉・神奈川・埼玉・新潟）、四国支部（愛媛・香川・高知・徳島）、九州支部（福岡・大分・宮崎）、沖縄支部においても、各県や県警の協力を得て啓発チラシを作成し、会員会社や代理店の皆様、各県の損害保険代理業協会にもご協力もいただき、お客様等に配布しました。

3．リスク情報をより必要とする方々に向けた啓発

万が一の事故や災害などのリスクに対する理解と損害保険などの備えが特に必要と考えられる若

年層の方、海外から来られた方、および中小企業に重点を置き、損害保険の補償内容や防災・減災等の対策に関する以下の情報提供や教育・啓発活動を展開しました。

ア．若年層の方に対する取組み

< 生保業界との連携 >

当協会と生命保険協会、および生命保険文化センターの間で、11月13日に「保険教育に関する包括連携協定」を締結しました。

今後、本協定に基づき、「ライフプラン等を踏まえたリスクに対する自助努力の重要性」を学ぶ保険教育について、3者で密接に連携して取組みを進め、国民の皆様の金融リテラシー向上に貢献していきます。その一つとして、学校の先生を対象とし、保険教育に関する授業実践時のポイント等を取り上げた、地域での勉強会を更に拡充していきます。

< 高校生への損害保険教育 >

高校生向けの教材「明るい未来へ TRY!」の更なる活用推進に向け、家庭科・公民科で扱う内容について、それぞれ7分程度の動画にまとめた教材を新たに制作（2023年10月公表）しました。高校生が卒業時点で「自ら保険を選択できる」状態となることを目指し、今後、高等学校の先生に、授業等での金融リテラシー教育においてこれらの教材等も役立てていただけるよう、働きかけていきます。

各支部においても、引き続き高校生への損害保険教育を進めています。例えば、関東支部では、10月に新潟県的高等学校で3年生35名を対象とし、「明るい未来へ TRY!」を使用して、社会保険と民間保険の違いおよびリスクへの備えについて学ぶ特別授業を実施しました。また、北陸支部では、9月に石川県的高等学校が実施した特別講座「保険って何？損害保険って必要あるの？」において、保険の必要性を認識いただくことを目的とした講義を行いました。

イ．海外から来られた方が日本で安心・安全に過ごせるための取組み

訪日外国人の数がコロナ禍以前の水準を回復する中、訪日・在留外国人向けに、災害や交通事故発生時に必要となる緊急連絡先、日常生活のリスクと損害保険の概要について紹介するWebサイト「Information on Staying Safe in Japan」を10月にリニューアルしました。具体的には、ベトナム語版、ポルトガル語版を追加し、計7か国語（前記2か国語に加えて、英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・日本語）に対応したことに加えて、乗換案内や気象情報に関するリンクの追加を行い、利便性の向上を図っています。

各支部でも次の通り本サイトのPRを開始しており、引き続きより多くの海外から来られた方に安心・安全に過ごしてもらうことを目指し、全国各地で本サイトを活用したPR活動を実施していきます。

東北支部	「仙台ツーリストインフォメーションデスク」(11/24～)と「プラザおでって」
------	---

(宮城県、 岩手県)	(11/30～)にて、本サイトのPRカードの配布を開始
関東支部 (新潟県)	新潟県(12/14～)と新潟観光コンベンション協会(12/12～)の各HPに本サイトのリンクを設置いただいたほか、PRカードの配布を開始
北陸支部 (石川県)	金沢市内の観光案内所2か所にて本サイトのPRチラシやPRカードの配布を開始(11/22～) 金沢市の近江町市場周辺で本サイトのPRチラシの街頭配布活動を実施(12/13)
九州支部 (鹿児島県)	鹿児島観光コンベンション協会のHPに本サイトのリンクを設置(12/5～)
沖縄支部 (沖縄県)	沖縄県のこども生活福祉部・くらし安全課のホームページに本サイトのリンクを設置(11/30～)

<その他の地域での啓発活動>

関東支部では、新潟県において、自転車保険の加入促進やヘルメット着用推進、自転車の交通ルールやマナーの遵守等を目指し、外国人向け自転車利用に関するリーフレット等を作成し、12月から配布して注意喚起を行っています。沖縄支部では、12月から県内13か所のデジタルサイネージで、飲酒運転根絶動画を日本語に加え英語表記で表示し、外国人観光客および居住者向けに注意喚起を実施しています。

ウ．中小企業に対する取組み

中小企業を対象として事業活動を取り巻くリスクに対する認識や対策状況に関するアンケート調査「中小企業を取り巻くリスク意識調査2023」を実施し、12月に結果を公表しました。同アンケートにおいては、サイバー保険への加入意欲が全保険種目の中で最大となる等、リスクに関する中小企業の関心事項が浮き彫りになっています。

これらの調査結果を踏まえ、特設サイト「中小企業に必要な保険」、および啓発チラシを12月に更新しています。また、1月にはこれらの調査結果を踏まえ、中小企業の経営者向けの啓発コンテンツを公開予定であり、喫緊の課題であるリスク意識の向上に引き続き取り組んでいきます。

<地域での啓発活動>

各支部において、以下の通り、中小企業のリスク対策等をテーマとして啓発活動を行いました。

中国支部 (広島県)	中小企業向けに「自然災害とBCP」などをテーマとしたセミナーをオンラインで開催(12/5)
四国支部 (香川県)	「中小企業のリスク対策と事業継続力強化計画」をテーマとしたセミナーを開催(11/29)
九州支部 (佐賀県)	県・県警および商工会4団体、損保協会主催で「サイバーセキュリティーセミナーinSAGA」を開催(11/30)

(4) アジア各国における損害保険事業の発展に向けた貢献

各種国際会議に参加し、我が国の損害保険業界の取組みや経験を発信しました。

ア．健全でレジリエントな損害保険制度の発展への貢献

ベトナム保険協会(IAV)からの要請を受け、10月にベトナムの保険会社や保険協会を対象として、保険会社の資本とリスクマネジメントおよび自然災害への対応に関するセミナーをオンラインで開催しました。本セミナーでは、現地の各保険会社が対応する必要があるソルベンシー規制やERM(全社リスク管理)へのノウハウを提供したほか、自然災害に対する日本の取組事例等を紹介しました。

イ．国際会議における発信強化

11月に保険監督者国際機構(以下、IAIS)の年次コンファレンスおよびサイドイベントに参加しました。サイドイベントには、金融庁、生命保険協会、国際保険協会連盟(GFIA)、欧州保険・企業年金監督機構(EIOPA)の方々と共にパネリストとして登壇し、「レジリエントな社会の構築に向けた保険の役割」をテーマに対談を行いました。

当協会からは、自然災害に関する補償ギャップ縮小に向けては三つの「A」、つまり「Availability(保険の入手可能性の確保)」「Affordability(手頃な価格での保険提供)」「Awareness(リスク認識の向上)」を基にした取組みが必要であることを発信しました。その上で、「Awareness」について、当協会の取組みとして、ぼうさい探検隊や中高生向けの保険教育等の事例を説明しました。

また、教訓として「people do forget(記憶は風化する)」を挙げ、社会のリスク認識を高めるためには、世代から世代に、過去の災害の出来事を語り継いでいくことの重要性を強調しました。

さらに、当協会は、IAIS年次コンファレンスにあわせて開催されたGFIAの後期総会にも参加し、「自然災害と保険」に関するワークショップにおいて、東日本大震災時の本邦損保業界の対応等について紹介しました。

加えて、12月にはベトナムでASEAN10か国の保険協会が加盟する組織「ASEAN Insurance Council」によるASEAN保険サミットが開催され、当協会は「日本の損害保険業界の防減災取組み」に関するプレゼンテーションを行いました。自治体と連携した防災セミナーなどの好事例を紹介し、官民で連携して取組むことの重要性について発信しました。

2 . その他主な課題への取組み

(1) 地震保険における保険金支払の DX 化に向けた取組み

地震保険において迅速かつ適切な保険金支払を図るために、過去紙ベースで行ってきた損害状況申告（自己申告）の Web 化に着手しました。具体的には、スマートフォン等を利用し Web 上で申告内容の入力や写真の登録が可能な共同システムを開発することによって、お客さまの利便性を向上させるとともに、保険会社における書類によるデータ管理・発送等の効率化を図り、より迅速な保険金支払を実現していきます。

(2) 気候変動に係る取組み

自然災害の激甚化・頻発化の一因となっている気候変動について、会員各社向けの勉強会を開催し、気候変動問題を社員へ理解・浸透させるための工夫や社員の活動への参加促進取組みなどの好事例を共有しました。気候変動勉強会は第 9 次中期基本計画の重点課題の一つとして過去 2 年 7 回にわたって開催しましたが、当初掲げた「業界全体の、気候変動やサステナビリティ関連に関する知識向上」という目標を達成するために、次回第 8 回は気候変動勉強会の総仕上げとして実施します。

(3) モビリティの技術革新への取組み

7 月に道路交通法の改正が行われ、一定条件下であれば免許がなくても乗車可能となった電動キックボードについて、利用する場合のリスク、安全利用ルール、自賠償保険に関する情報を掲載した特設ページを当協会のホームページに開設しました。現在、Web 広告等を活用し、広く周知しているところです。引き続き、ユーザーの方のリスク認識や安全対策意識の向上に向けて、効果的な情報発信を行っていきます。

(4) 自然災害等の損失低減に向けた行政への要望の実施

11 月 28 日に国土交通省の水管理・国土保全局に対して、財産防災、ハザードマップ普及、内水氾濫防止などの観点を含む水災害対策に関する 4 項目の要望を提出しました。なお、国土交通省の道路局に対しても交通事故防止対策に関する 3 項目の要望を提出しています。

以 上